

企画総務委員会

令和6年7月1日

1 議案審査

- (1) 議案第27号 千代田区「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第28号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第32号 南堀留橋塗装塗替等工事請負契約について 【資料】
- (4) 議案第33号 災害対策用備蓄物資（食料）の購入について 【資料】
- (5) 議案第34号 災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について 【資料】
- (6) 議案第35号 災害対策用備蓄物資（水）の購入について 【資料】
- (7) 議案第36号 防災行政無線操作卓等の購入について 【資料】

2 報告事項

【政策経営部】

- (1) 令和5年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて 【資料】
- (2) 令和5年度千代田区債権管理条例の運用状況について 【資料】

3 その他

千代田区「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

財政状況の公表を効果的に行うため、題名を改めるとともに、公表時期及び方法等を見直すことを目的として、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 題名の財政事情を財政状況に改める。
- (2) 公表の時期を、5月1日及び11月1日から、それぞれ6月及び12月に改める。
- (3) 公表の方法を、区の門前掲示場及び適当な掲示場の掲示から、区広報紙、インターネットへの掲載に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

裏面のとおり

新旧対照表

○千代田区「財政事情」の作成及び公表に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
○千代田区財政状況の公表に関する条例	○千代田区「財政事情」の作成及び公表に関する条例
（通則）	
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政状況の公表に関しては、この条例の定めるところによる。	第1条 地方自治法第243条の3第1項の規定による文書（これを「財政事情」という。）の作成及び公表に関してはこの条例の定めるところによる。
（公表の時期）	
第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行う。	第2条 「財政事情」の公表は毎年5月1日及び11月1日にこれを行う。
2 天災その他避けることのできない事故により、前項に定める月に財政状況を公表することができないときは、千代田区長（以下「区長」という。）は事故のやんだときから1月以内に公表しなければならない。	天災その他避けることのできない事故に因り、前項の期日に「財政事情」を公表することができないときは、区長は事故の止んだときから1月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。
（公表事項）	
第3条 前条第1項の規定により6月に財政状況を公表する場合における公表事項は、前年度の10月1日から3月31日までの間における次に掲げる事項とする。	第3条 前条第1項の規定により5月1日に公表する「財政事情」においては前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、且つ財政の動向及び区長の財政方針を明かにする。
（1）収入及び支出の概況	（1）収入及び支出の概況
（2）住民の負担の概況	（2）住民の負担の概況
（3）財産公債及び一時借入金の現在高	（3）公営事業の経理の概況
（4）その他区長が必要と認める事項	（4）財産公債及び一時借入金の現在高
2 前条第1項の規定により12月に財政状況を公表する場合における公表事項は、その年度の4月1日から9月30日までの間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の概況とする。	（5）その他区長において必要と認める事項 前条第1項の規定により11月1日に公表する「財政事情」においては4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、且つ前年度の決算の概況を明かにする。
3 区長は、前2項の規定により財政状況を公表する場合においては、必要に応じ、その基礎となる資料を併せて公表することができる。	区長は必要に応じ「財政事情」の掲載事項の基礎となる事実及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。
（公表の方法）	
第4条 財政状況の公表は、次に掲げる方法により行う。	第4条 「財政事情」の公表は区役所の門前掲示場及び適当な掲示場に掲示してこれを行う。
（1）千代田区広報紙に掲載する方法	前項の文書はその公表の日から6か月間何人も区長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。
（2）インターネットを利用して閲覧に供する方法	
（委任）	
第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。	第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は区長がこれを定める。
附 則	
この条例は、公布の日から施行する。	

千代田区手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

(1)建築基準法関係

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第 69 号)の一部施行による建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の改正に伴い、省エネ改修等を伴う大規模修繕等を行う場合の接道義務、道路内建築制限の適用を除外する認定申請手数料を新設する必要がある。

(2)盛土規制法関係

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、宅地造成等規制法が抜本的に改正され「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)」が令和5年5月26日に施行された。

東京都は旧規制区域に代わり、新たな規制区域を本年7月 31 日に指定予定である。

これに伴い、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正が行われ、新たな規制区域内における宅地造成等の許可事務を特別区が処理することとなった。

そのため、盛土規制法に基づく許可申請、変更許可申請や適合証明書交付などの手数料を新設する必要がある。

(3)都市計画法関係

都市計画法において、盛土規制法の規制内容が追加で適用されることに伴う開発許可申請、変更許可申請などの手数料の改定や適合証明書交付手数料を新設する必要がある。

2 改正の概要

(1)建築基準法関係

事 務	名 称	金 額
(新設)50 の8 建築基準法施行令第 137 条の 12 第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000 円
(新設)50 の9 建築基準法施行令第 137 条の 12 第7項の規定に基づく道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000 円

(2)盛土規制法関係

事 務	名 称	金 額
(新設)62 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積により、各1件につき 20,000 円から 533, 000円 土石の堆積をする土地の面積により、各1件につき 18,000 円から 292, 000円
(新設)63 宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	1件につき 条例で掲げる額 を合算した額
(新設) 64 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定に基づく証明書の交付	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に関する適合証明書の交付手数料	1通につき 900 円
(新設)65 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第5条第3項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	1通につき 700 円

(3)都市計画法関係

事 務	名 称	金 額
(額改定)1 都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	開発区域の面積により、各1件につき 13,000 円から 1,081, 000円

(額改定)2 都市計画法第 35 条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	1件につき 条例で掲げる額 を合算した額
(額改定)3 都市計画法第 42 条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき 39,000 円
(額改定)4 都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 2,500 円、 4,000 円、 又は19,000円
(額改定)5 都市計画法第 47 条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	1通につき 700 円
(新設) 5の2 都市計画法施行規則第 60 条第1項の規定に基づく証明書の交付	開発行為又は建築に関する適合証明書の交付手数料	1通につき 900 円

3 施行期日

令和6年7月 31 日から施行する。

ただし、別表(3)の部中 37 の8の項を削り、同部中 50 の 11 の項を 50 の 14 の項とし、50 の8の項から 50 の 10 の項までを3項ずつ繰り下げ、50 の7の項の次に3項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区手数料条例

新（改正後）				旧（現 行）			
別表（第3条関係） （3）建設関係手数料（（4）及び（5）に定めるものを除く。）				別表（第3条関係） （3）建設関係手数料（（4）及び（5）に定めるものを除く。）			
事務	名称	種別・単位	金額	事務	名称	種別・単位	金額
1 都市計画法（昭和43年法律第100号） <u>第29条第1項</u> の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が次に掲げるもので各1件につき		1 都市計画法（昭和43年法律第100号） <u>第29条</u> の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が次に掲げるもので各1件につき	
		（1）0.1ヘクタール未満のもの	<u>13,000円</u>			（1）0.1ヘクタール未満のもの	<u>8,600円</u>
		（2）0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	<u>39,000円</u>			（2）0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	<u>22,000円</u>
		（3）0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>76,000円</u>			（3）0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>43,000円</u>
		（4）0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>149,000円</u>			（4）0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>86,000円</u>
		（5）1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	<u>225,000円</u>			（5）1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	<u>130,000円</u>
		（6）3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	<u>305,000円</u>			（6）3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	<u>170,000円</u>
		（7）6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>370,000円</u>			（7）6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>220,000円</u>
		（8）10ヘクタール以上のもの	<u>497,000円</u>			（8）10ヘクタール以上のもの	<u>300,000円</u>

2	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が次に掲げるもので各1件につき	
(1)	0.1ヘクタール未満のもの	<u>21,000円</u>
(2)	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	<u>51,000円</u>
(3)	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>113,000円</u>
(4)	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>204,000円</u>
(5)	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	<u>340,000円</u>
(6)	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	<u>457,000円</u>
(7)	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>567,000円</u>
(8)	10ヘクタール以上のもの	<u>795,000円</u>
3	その他の場合であって、開発区域の面	

2	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が次に掲げるもので各1件につき	
(1)	0.1ヘクタール未満のもの	<u>13,000円</u>
(2)	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	<u>30,000円</u>
(3)	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>65,000円</u>
(4)	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>120,000円</u>
(5)	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	<u>200,000円</u>
(6)	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	<u>270,000円</u>
(7)	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>340,000円</u>
(8)	10ヘクタール以上のもの	<u>480,000円</u>
3	その他の場合であって、開発区域の面	

		積が次に掲げるもので各1件につき (1) 0.1ヘクタール未満のもの <u>141,000円</u> (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの <u>215,000円</u> (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの <u>320,000円</u> (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの <u>379,000円</u> (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの <u>573,000円</u> (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの <u>654,000円</u> (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの <u>808,000円</u> (8) 10ヘクタール以上のもの <u>1,081,000円</u>				積が次に掲げるもので各1件につき (1) 0.1ヘクタール未満のもの <u>86,000円</u> (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの <u>130,000円</u> (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの <u>190,000円</u> (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの <u>260,000円</u> (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの <u>390,000円</u> (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの <u>510,000円</u> (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの <u>660,000円</u> (8) 10ヘクタール以上のもの <u>870,000円</u>	
2 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	1件につき	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>1,081,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は、 <u>1,081,000円</u> とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更 ((2)のみに該当する場合を除	2 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	1件につき	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>870,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は、 <u>870,000円</u> とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更 ((2)のみに該当する場合を除

			く。)について は、開発区域の面積 ((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積) に 応じ前項に規定する額に10分の1を 乗じて得た額 (2) 新たな土地の 開発区域への編入 に係る都市計画法 第30条第1項第1 号から第4号まで に掲げる事項の変 更については、新 たに編入される開 発区域の面積に応 じ前項に規定する 額 (3) その他の変更 については、 <u>15,000円</u>
3 都市計 画法第42 条第1項 ただし書 の規定に 基づく建 築等の許 可の申請	予定建築物 等以外の建 築等許可申 請手数料	1 件につき	<u>39,000円</u>

			く。)について は、開発区域の面積 ((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積) に 応じ前項に規定する額に10分の1を 乗じて得た額 (2) 新たな土地の 開発区域への編入 に係る都市計画法 第30条第1項第1 号から第4号まで に掲げる事項の変 更については、新 たに編入される開 発区域の面積に応 じ前項に規定する 額 (3) その他の変更 については、 <u>10,000円</u>
3 都市計 画法第42 条第1項 ただし書 の規定に 基づく建 築等の許 可の申請	予定建築物 等以外の建 築等許可申 請手数料	1 件につき	<u>26,000円</u>

[illegible][illegible]

の規定に 基づく開 発登録簿 の写しの 交付			
5の2 都 市計画法 施行規則 (昭和44 年建設省 令第49 号) 第60 条第1項 の規定に 基づく証 明書の交 付	開発行為又 は建築に関 する適合証 明書の交付 手数料	1通につき	900円
6～37の7 (現行に同 じ)	(現行に同 じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)
37の8 (削除)	(削除)	(削除)	(削除)
38～50の7 (現行に同 じ)	(現行に同 じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)

の規定に 基づく開 発登録簿 の写しの 交付			
6～37の7 (略)	(略)	(略)	(略)
37の8 建 築基準法 施行令第 137条の16 第2号の 規定に基 づく建築 物の移転 の認定の 申請に対 する審査	建築物の移 転認定申請 手数料	1件につき	27,000円
38～50の7 (略)	(略)	(略)	(略)

50の8 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円
50の9 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円
50の10 建築基準法施行令第137条の16	建築物の移転認定申請手数料	1件につき	27,000円

<u>第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査</u>			
<u>50の11</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	（現行に同じ）	（現行に同じ）	（現行に同じ）
<u>50の12</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の	（現行に同じ）	（現行に同じ）	（現行に同じ）

<u>50の8</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	（略）	（略）	（略）
<u>50の9</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の	（略）	（略）	（略）

規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査			
50の13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の	(現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)

規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査			
50の10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の	(略)	(略)	(略)

申請に対する審査			
50の14 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	(現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)
51～61 (現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)
62 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事であって、切土又は盛土をする土地の面積が次に掲げるもので各1件につき (1) 500平方メートル以下のもの (2) 500平方メートル	20,000円 34,000円

申請に対する審査			
50の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)
51～61 (略)	(略)	(略)	(略)

<u>に基づく</u> <u>宅地造</u> <u>成、特定</u> <u>盛土等又</u> <u>は土石の</u> <u>堆積に関</u> <u>する工事</u> <u>の許可の</u> <u>申請に対</u> <u>する審査</u>		<u>ルを超え、1,000</u> <u>平方メートル以下</u> <u>のもの</u>							
		<u>(3) 1,000平方メー</u> <u>トルを超え、</u> <u>2,000平方メート</u> <u>ル以下のもの</u>	54,000円						
		<u>(4) 2,000平方メー</u> <u>トルを超え、</u> <u>5,000平方メート</u> <u>ル以下のもの</u>	89,000円						
		<u>(5) 5,000平方メー</u> <u>トルを超え、</u> <u>10,000平方メート</u> <u>ル以下のもの</u>	123,000円						
		<u>(6) 10,000平方メ</u> <u>ートルを超え、</u> <u>20,000平方メート</u> <u>ル以下のもの</u>	201,000円						
		<u>(7) 20,000平方メ</u> <u>ートルを超え、</u> <u>40,000平方メート</u> <u>ル以下のもの</u>	220,000円						
		<u>(8) 40,000平方メ</u> <u>ートルを超え、</u> <u>70,000 平方メー</u> <u>トル以下のもの</u>	275,000円						
		<u>(9) 70,000平方メ</u> <u>ートルを超え、</u> <u>100,000平方メー</u> <u>トル以下のもの</u>	364,000円						
		<u>(10) 100,000平方メ</u> <u>ートルを超えるも</u> <u>の</u>	533,000円						
	2	<u>土石の堆積に関する</u>							

			る工事であって、土 石の堆積をする土地 の面積が次に掲げる もので各1件につき							
			(1) 500平方メー トル以下のもの	18,000円						
			(2) 500平方メート ルを超え、1,000 平方メートル以下 のもの	28,000円						
			(3) 1,000平方メー トルを超え、 2,000平方メート ル以下のもの	35,000円						
			(4) 2,000平方メー トルを超え、 5,000平方メート ル以下のもの	54,000円						
			(5) 5,000平方メー トルを超え、 10,000平方メート ル以下のもの	66,000円						
			(6) 10,000平方メ ートルを超え、 20,000平方メート ル以下のもの	121,000円						
			(7) 20,000平方メ ートルを超え、 40,000平方メート ル以下のもの	134,000円						
			(8) 40,000平方メ ートルを超え、 70,000平方メート ル以下のもの	163,000円						
			(9) 70,000平方メ	207,000円						

		<u>一トルを超え、</u> <u>100,000平方メー</u> <u>トル以下のもの</u> <u>(10) 100,000平方メ</u> <u>ートルを超えるも</u> <u>の</u>	292,000円				
63 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	1 件につき	1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は、533,000円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土				

地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(2) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額

(3) その他の変更については、15,000円

2 土石の堆積に関する工事の場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手

数料の額は、
292,000 円とす
る。

(1) 土石の堆
積に関する工
事の設計の変
更((2)のみに
該当する場合
を除く。)につ
いては、土石の
堆積をする土
地の面積((2)
に規定する変
更を伴う場合
にあつては変
更前の土石の
堆積をする土
地の面積、土石
の堆積をする
土地の縮小を
伴う場合にあ
つては縮小後
の土石の堆積
をする土地の
面積)に応じ、
前項に規定す
る額に10分の
1を乗じて得
た額

(2) 新たな土
石の堆積をす
る土地への編
入に係る土石
の堆積に関す
る工事の設計

			<u>の変更について</u> <u>ては、新たに編</u> <u>入される土石</u> <u>の堆積をする</u> <u>土地の面積に</u> <u>応じ、前項に規</u> <u>定する額</u> <u>(3) その他の</u> <u>変更について</u> <u>は、15,000円</u>				
64	<u>宅地造成及び特</u> <u>定盛土等</u> <u>規制法施行規則</u> <u>(昭和37</u> <u>年建設省</u> <u>令第3</u> <u>号)第88</u> <u>条の規定</u> <u>に基づく</u> <u>証明書の</u> <u>交付</u>	<u>宅地造成、</u> <u>特定盛土等</u> <u>又は土石の</u> <u>堆積に関す</u> <u>る工事に関</u> <u>する適合証</u> <u>明書の交付</u> <u>手数料</u>	<u>1 通につき</u>	<u>900円</u>			
65	<u>宅地造成及び特</u> <u>定盛土等</u> <u>規制法施行条例</u> <u>(令和6</u> <u>年東京都</u> <u>条例第36</u> <u>号)第5</u> <u>条第3項</u> <u>の規定に</u> <u>基づく盛</u>	<u>盛土規制法</u> <u>調書の写し</u> <u>の交付手数料</u>	<u>1 通につき</u>	<u>700円</u>			

<u>土規制法 調書の写 しの交付</u>							
66 区有地 と区有地 以外の土 地との境 界に関す る証明	(現行に同 じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)	62 区有地 と区有地 以外の土 地との境 界に関す る証明	(略)	(略)	(略)
67 区有地 と区有地 以外の土 地との境 界に関す る図面の 写しの交 付	(現行に同 じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)	63 区有地 と区有地 以外の土 地との境 界に関す る図面の 写しの交 付	(略)	(略)	(略)
備考				備考			

附 則

この条例は、令和6年7月31日から施行する。ただし、別表(3)の部中37の8の項を削り、同部中50の11の項を50の14の項とし、50の8の項から50の10の項までを3項ずつ繰り下げ、50の7の項の次に3項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

南堀留橋塗装塗替等工事請負契約について

1 工事場所

千代田区九段北一丁目6番先～千代田区西神田三丁目3番先

2 工事概要

【橋梁概要】

竣工年：昭和3年8月 橋長：26.4m

幅員：11.54m 構造：鋼ゲルバー橋

【施工内容】

昼夜間施工

塗装塗替、主桁鋼部材の補修、コンクリート床版補修、
橋梁灯のLED化、歩車道境界ブロック・ガードパイプ撤去設置

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（単体または2者JV）

5 入札結果（6月7日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
中部塗装株式会社	384,901,000 円	落札
株式会社N I T T O 千代田支店	358,490,000 円	失格 （最低制限価格未満）

予定価格（事前公表） 434,624,300 円（税込み）

6 契約の相手方

東京都千代田区岩本町一丁目8番15号

中部塗装株式会社

代表取締役専務 武田 元

入札参加資格要件

1	○建設共同企業体（２者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「橋りょう塗装」であること （１）建設共同企業体（２者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 本店又は支店等が千代田区内又は近隣区内にあること ② 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の間に、元請（建設共同企業体の場合は第一順位）で完成させた橋りょう塗装工事の実績（130,387,000 円以上）を 1 件以上有すること ③出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ① 本店又は支店等が千代田区内にあること ② 出資割合は、30%を下回らないこと （２）単体事業者の場合 ① 本店又は支店等が千代田区内にあること ② 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の間に、元請（建設共同企業体の場合は第一順位）で完成させた橋りょう塗装工事の実績（130,387,000 円以上）を 1 件以上有すること
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	建設業法第 3 条に基づく特定建設業の許可を受けていること

災害対策用備蓄物資（食料）の購入について

1 購入品目

品 名	数 量
アルファ化米	86,850食
アルファ化米（白がゆ）	4,100食
ライスクッキー	48,048食
主菜（牛肉）	8,472食
主菜（魚）	5,550食
主菜（野菜）	11,450食

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和7年2月28日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（5月31日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
株式会社清水商会 東京支店	54,429,667 円	落札
株式会社渡辺武商店	54,997,380 円	
株式会社赤尾 東京本社	55,717,837 円	
シノハラ防災株式会社	56,183,036 円	
有限会社三章堂	辞退	

6 契約の相手方

東京都千代田区神田小川町三丁目 24 番地 1

株式会社清水商会 東京支店

取締役支店長 田村 真利子

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「警察・消防・防災用品」であること 本店又は支店等が千代田区内にあること
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

【受注制限】

本案件「食料」を落札した場合、以後に実施される「水」「衛生用品」の入札参加資格を喪失する。

トランス脂肪酸に関するQ & A

Q.1 トランス脂肪酸とは何ですか？

A. 1

トランス脂肪酸は、脂質の構成成分である脂肪酸の一種です。植物油などからマーガリンやショートニングなどを製造する際や植物油を高温にして脱臭する工程で生じます。また、天然でも、牛などの反すう動物に由来する乳製品や肉に含まれています。

Q.2 トランス脂肪酸はどのような食品にどのくらい含まれていますか？

A. 2

トランス脂肪酸の含有量は、原料の違いや加工方法の違いにより異なります。平成18年度に食品安全委員会が実施した調査では、マーガリンでは平均7.0g/100g、ビスケット類では平均1.8g/100g、ショートニングでは平均13.6g/100g、コーン系スナックでは、平均1.7g/100gなどです。なお、平成22年度にマーガリン、ファットスブレッド、ショートニングを検査したところ、トランス脂肪酸の含有量は減少傾向が認められました。

(参考) 食品に含まれるトランス脂肪酸(内閣府食品安全委員会、食品健康影響評価)

http://www.fsc.go.jp/sonota/trans_fat/iinkai422_trans-sibosan_hyoka.pdf

Q.3 トランス脂肪酸は健康によくないのですか？

A. 3

平均的な日本人より多いトランス脂肪酸摂取量を基にした諸外国の研究結果によると、トランス脂肪酸の過剰摂取により、心筋梗塞などの冠動脈疾患が増加する可能性が高いとされています。また、肥満やアレルギー性疾患についても関連が認められていますが、糖尿病、がん、胆石、脳卒中、認知症などについての関連は分かっていません。

こうした研究結果は、トランス脂肪酸の摂取量が、平均的な日本人よりも相当程度多いケースの結果であり、平均的な日本人の摂取量においては、これらの疾患リスクとの関連は明らかではありません。

Q.4 日本人はどの程度トランス脂肪酸を摂取していますか？トランス脂肪酸の目安量はどのくらいですか？

A. 4

WHO（世界保健機関）は、心血管系疾患リスクを低減し、健康を増進するための勧告（目標）基準として、トランス脂肪酸の摂取を総エネルギー摂取量の1%未満に抑えるよう提示しています。

このため、トランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上懸念される国では規制している国もありますが、日本人のトランス脂肪酸の摂取量は、平均値で、総エネルギー摂取量の0.3%であることが分かっており、平成24年3月に食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価において、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられています。また、トランス脂肪酸の摂取が多い方から上位5%の人についても、0.70%（男性）、0.75%（女性）で、WHOの勧告（目標）基準を下回っています。

なお、総エネルギーの1%のトランス脂肪酸の量は、年齢、性別などにより異なりますが、1日当たり約2グラムに相当します。

(参考) 食品に含まれるトランス脂肪酸(内閣府食品安全委員会、食品健康影響評価)

http://www.fsc.go.jp/sonota/trans_fat/iinkai422_trans-sibosan_hyoka.pdf

Q.5 どのようなことに気をつければよいですか？

A. 5

トランス脂肪酸の摂取量については、日本人の大多数がWHOの勧告(目標)基準である、総エネルギー摂取量の1%を下回っており、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられますが、脂質に偏った食事をしている人は、脂質の過剰摂取を控えるよう留意する必要があります。
なお、脂質自体は重要な栄養素であるため、脂質全体の摂取バランスにも配慮した、栄養バランスのよい食事を心がけましょう。

○ トランス脂肪酸に関する情報

[内閣府食品安全委員会「食品に含まれるトランス脂肪酸の食品健康影響評価の状況について」](#)

[消費者庁「トランス脂肪酸に関する情報」](#)

[農林水産省「トランス脂肪酸に関する情報」](#)

[厚生労働省「日本人の食事摂取基準\(2015年版\)策定検討会」報告書](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について

1 購入品目

品 名	数 量
携帯トイレ	1 4 3, 8 0 0 枚
子ども用紙おむつ（新生児用）	6 8 袋
子ども用紙おむつ（S サイズ）	1 5 6 袋
子ども用紙おむつ（M サイズ）	4 0 8 袋
子ども用紙おむつ（L サイズ）	8 0 2 袋
大人用紙おむつ（S サイズ）	1 2 8 袋
大人用紙おむつ（M サイズ）	1 3 6 袋
大人用紙おむつ（L サイズ）	1 4 9 袋
ウェットティッシュ	5, 2 3 5 個
トイレットペーパー	1 0 0 箱
洗口液	4 3, 2 0 0 本

2 納入場所 区が指定する箇所

3 納入期限 令和 7 年 1 月 31 日

4 契約方法 公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（6 月 3 日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
株式会社渡辺武商店	34,539,670 円	落札
シノハラ防災株式会社	34,968,450 円	
株式会社赤尾 東京本社	37,183,520 円	
有限会社三章堂	辞退	
株式会社清水商会 東京支店	他案件受注のため資格喪失	

6 契約の相手方

東京都千代田区岩本町三丁目 2 番 1 号

株式会社渡辺武商店

統括本部長 前西 君彦

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「警察・消防・防災用品」であること 本店又は支店等が千代田区内にあること
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

【受注制限】

「水」「食料」を落札した場合、以後に実施される本案件「衛生用品」の入札参加資格を喪失する。

災害対策用備蓄物資（水）の購入について

1 購入品目

品 名	数 量
ミネラルウォーター（500ml）	279,960 本

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和7年2月28日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（5月31日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
有限会社三章堂	22,676,760 円	落札
株式会社赤尾 東京本社	24,793,257 円	
シノハラ防災株式会社	31,747,464 円	
株式会社渡辺武商店	34,771,032 円	
株式会社清水商会 東京支店	他案件受注のため資格喪失	

6 契約の相手方

東京都千代田区神田神保町一丁目103番地

有限会社三章堂

代表取締役 齋藤 博

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「警察・消防・防災用品」であること 本店又は支店等が千代田区内にあること
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

【受注制限】

「食料」を落札した場合、以後に実施される本案件「水」の入札参加資格を喪失する。また、本案件「水」を落札した場合、以後に実施される「衛生用品」の入札参加資格を喪失する。

防災行政無線操作卓等の購入について

1 購入品目

品 名	数 量
操作卓（液晶モニター、操作装置等）	1 式

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和 7 年 3 月 31 日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（5 月 22 日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
田中電気株式会社	28,287,600 円	落札

6 契約の相手方

東京都千代田区外神田一丁目 15 番 13 号

田中電気株式会社

代表取締役 田中 良一

入札参加資格要件

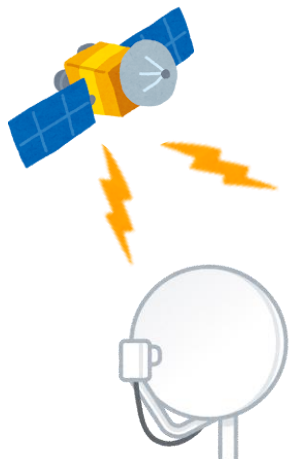
1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「通信用機械器具類」であること 本店又は支店等が東京 23 区内にあること
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

防災行政無線 操作卓等の購入 対象機器・構成の概要

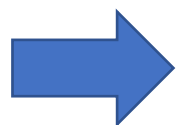
参考資料

- ・**赤枠**は購入、入替対象の機器 ※一部対象外を含む
- ・**青枠**は今年度整備中

Jアラート



気象警報、
ミサイル警報等



操作卓等



自動起動

Jアラートに連動し、気象警報等を自動で放送・配信

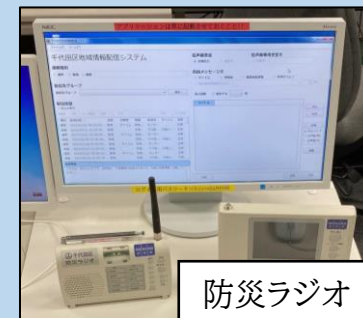
手動起動

操作卓を使用し、夕焼け小焼け(平時)、避難指示、
災害時の情報提供等を任意のタイミングで放送・配信

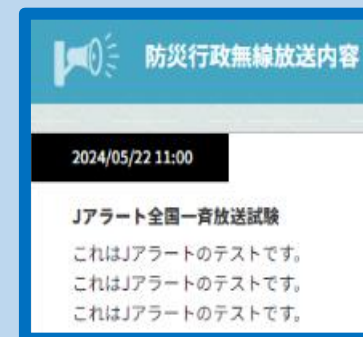
情報連携



屋外スピーカー



防災ラジオ



防災ポータルサイト等
(テキスト表示)

令和 5 年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

1 繰越明許費

繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源
3	保健福祉費		63,909	33,378	8,598	24,780	0
	1 保健福祉管理費	千代田区低所得世帯に対する価格高騰 特別支援給付金（給付金）	37,500	12,900	0	12,900	0
		千代田区低所得世帯に対する価格高騰 特別支援給付金（事務費）	19,409	19,190	7,756	11,434	0
	4 健康衛生費	新型コロナウイルス対策（新型コロナ ウイルスワクチン接種対策）	7,000	1,288	842	446	0
4	地域振興費		14,300	14,300	0	13,956	344
	2 総合窓口費	戸籍事務費	14,300	14,300	0	13,956	344
5	環境まちづくり費		806,301	806,301	220,000	586,301	0
	3 道路公園費	バリアフリー歩行空間の整備 （電線類地中化の推進）	220,000	220,000	220,000	0	0
		公園・児童遊園の整備（公園・ 児童遊園の整備）	114,301	114,301	0	114,301	0
		公園・児童遊園の整備（錦華公 園の整備）	472,000	472,000	0	472,000	0
6	総務費		128,175	127,486	0	0	127,486
	1 総務管理費	旧区立外神田住宅区分所有部分 取得	128,175	127,486	0	0	127,486
合 計			1,012,685	981,465	228,598	625,037	127,830

（注）未収入特定財源の内訳は、国庫支出金14,402千円、都支出金24,334千円、基金繰入金586,301千円である。

(節別内訳)

(単位：千円)

予 算 科 目			翌 年 度 繰 越 額	所 管 部 及 び 事 業 名
款	項	目		
3	保健福祉費		33,378	(保健福祉部)
	1	保健福祉管理費	32,090	
		1 保健福祉総務費	32,090	
		3 職員手当等	146	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（事務費）
		10 需用費	125	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（事務費）
		11 役務費	122	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（事務費）
		12 委託料	18,797	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（事務費）
		18 負担金補助及び交付金	12,900	千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（給付金）
	4	健康衛生費	1,288	
		1 健康推進費	1,288	
		12 委託料	1,288	新型コロナウイルス対策（新型コロナウイルスワクチン接種対策）
4	地域振興費		14,300	(地域振興部)
	2	総合窓口費	14,300	
		1 戸籍住民基本台帳費	14,300	
		12 委託料	14,300	戸籍事務費
5	環境まちづくり費		806,301	(環境まちづくり部)
	3	道路公園費	806,301	
		3 道路新設改良費	220,000	
		12 委託料	220,000	バリアフリー歩行空間の整備（電線類地中化の推進）
		6 公園維持費	586,301	
		12 委託料	30,000	公園・児童遊園の整備（錦華公園の整備）
		14 工事請負費	556,301	公園・児童遊園の整備（公園・児童遊園の整備、錦華公園の整備）
6	総務費		127,486	(政策経営部)
	1	総務管理費	127,486	
		5 施設経営費	127,486	
		16 公有財産購入費	101,661	旧区立外神田住宅区分所有部分取得
		21 補償補填及び賠償金	25,825	旧区立外神田住宅区分所有部分取得
	合	計	981,465	

令和 5 年度千代田区債権管理条例の運用状況について

1 債権の放棄について

令和 5 年 12 月 13 日に施行した千代田区債権管理条例第 7 条の規定に基づき、令和 5 年度に放棄した債権について報告する。詳細は別添のとおり。

債権の放棄

債権の種類	件 数	金 額
10 種類	78 件	6,951,762 円

2 公表について

債権の放棄の状況について区ホームページで公表する。

[参考] 千代田区債権管理条例（抄）
（放棄）

第 7 条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権等及びこれに係る遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。

- （1）債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で当該私債権等について履行される見込みがないと認められるとき。
- （2）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該私債権等につきその責任を免れたとき又は法人である債務者が同法第 216 条若しくは第 217 条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。
- （3）当該私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- （4）令第 171 条の 2 の規定による強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権等について、当該強制執行等の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、履行される見込みがないと認められるとき。
- （5）前条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- （6）債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

債権の放棄について（令和５年度）

債権所管課		債権名	放棄理由												合計	
			第7条第1号		第7条第2号		第7条第3号		第7条第4号		第7条第5号		第7条第6号			
			生活困窮状態		破産等		消滅時効の 期間経過		強制執行手続後の 無資力		徴収停止後の無資力		死亡、失踪等			
			件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)
1	保健福祉部在宅支援課	老人養護施設委託保護自己負担金											1	140,700	1	140,700
2	環境まちづくり部住宅課	住宅使用料（区立住宅）			1	347,503	1	364,600							2	712,103
3	環境まちづくり部住宅課	住宅使用料（区営住宅）					2	689,520					1	21,700	3	711,220
4	環境まちづくり部住宅課	住宅使用料（区民住宅）			1	940,801	1	317,000							2	1,257,801
5	子ども部学務課	幼稚園賄収入					4	137,500							4	137,500
6	子ども部学務課	こども園賄収入					45	3,002,600							45	3,002,600
7	子ども部子ども支援課	こども園課外クラブ徴収金					10	22,500							10	22,500
8	保健福祉部障害者福祉課	保健福祉部雑入（障害者福祉手当返還金）											1	418,500	1	418,500
9	地域振興部商工観光課	地域振興部雑入（保証料補助の返戻）			4	141,955	2	150,999					2	103,884	8	396,838
10	環境まちづくり部住宅課	環境まちづくり部雑入（共益費）			1	95,000	1	57,000							2	152,000
合 計			0	0	7	1,525,259	66	4,741,719	0	0	0	0	5	684,784	78	6,951,762